

令和2年度 三重県いじめ防止応援サポーターによる取組



いじめの防止に向け、各いじめ防止応援サポーターの特性に応じた取組がなされています。

eisu グループ

- ・各校舎に「いじめ防止」のポスター、ステッカー、いじめ防止7か条を掲示する。
- ・全スタッフに「いじめ防止強化月間」であることを社内メールで周知徹底する。
- ・塾生において「いじめ」が発生しないように、日頃から注意、指導を行う。
- ・社員研修の際に、「いじめ防止」についての指導を行う。

eisu group いじめ防止7か条

1. eisu ではいじめを決して許しません。
2. どんなことがあっても、他の子にいじめを行ってはいけません。
3. もし自分がいじめられていると感じたら、すぐに先生や保護者に相談してください。
4. いじめを見たり、聞いたりしたら、すぐに先生や保護者に相談してください。
5. いじめかどうかは、いじめられている子どもの立場に立って考えてください。
6. いじめの報告があったら、関係の保護者などに報告し、解決するよう努めます。
7. eisu ではみんなが安心して学習できるように努めます。

三重県いじめ防止応援サポーター-eisu group

行政書士事務所ハウプフル

- ・自治会役員14名に、11月がいじめ防止強化月間ということ報告するとともに、啓発ポスターを登校時の集合場所を中心に町内各所に掲示していただいた。
- ・即効性の効果は期待できないが、地域住民に登下校時の子どもの様子を見守る意識をもってもらうためには、自治会を通じて少しずつでも地域住民を啓発していくことが重要と考え協力していただいた。



地域交流の広場ネットワーク

○ピンクシャツ運動コンサートの実施

- ・地域交流の広場ネットワーク活動報告
- ・多度まちづくり拠点施設所長挨拶
- ・平和学習レポート作品発表（小学生2名）
- ・桑名市人権センター所長より人権フェスタについて
- ・三重大学アカペラサークルPioneerコンサート
- ・多度地区民センター人権担当者より挨拶

○その他の活動

- ・令和2年度ちこひろば講座、みんなの広場月待ちコンサート、ピンクシャツ運動コンサートチラシ裏面にピンクシャツ運動の内容と参加呼びかけを掲載。
- ・ちこひろば講座各日にピンクシャツ運動について説明し、特にたいけん広場では、参加者にピンクのブラウスを着てもらったり、ポスターを掲げてもらって写真撮影をした。写真は、ピンクシャツ運動コンサートにて掲示。
- ・多度地区自治会長会議にて2度、チラシ回覧のお願いとともにピンクシャツ運動についてアピール。
- ・多度地区民生児童委員協議会にて、ピンクシャツ運動についてアピールし協力を要請。
- ・「銀のお楽しみ会」にて、ピンクシャツ運動と参加者からもらう活動協力金を啓発物品購入に充てることについて説明し、ピンクシャツ運動参加の意識向上を図る。
- ・地域交流の広場ネットワークの催し各回に、メンバーはピンク色のTシャツもしくはブラウスを着用して受け付け等の作業を行った。
- ・令和3年2月又は3月（世界ピンクシャツデーに近い日程）に多度地区社会福祉協議会研修会に共催して弾き語りライブを行い、ピンクシャツ運動の啓発を行う。等



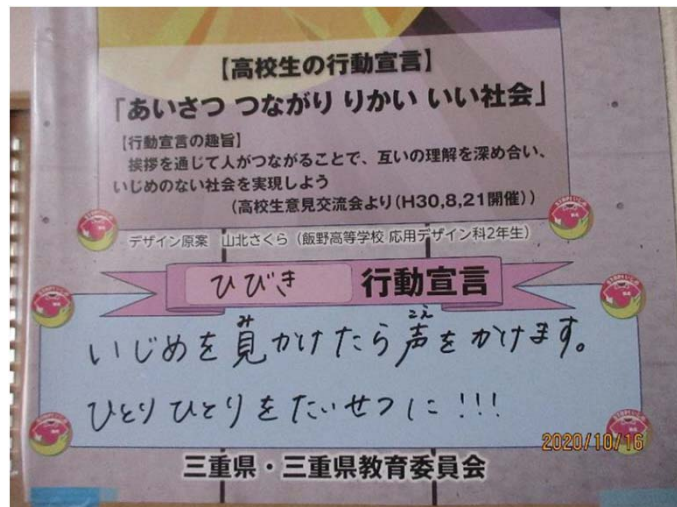
【三重大学アカペラサークルPioneer】



【会場の様子】

児童養護施設なないろ 乳児院ましろ

- ・各ユニットで行動宣言を決め、全員がいつでも目に付くリビングや玄関に掲示している。いじめ防止応援サポーターのステッカーも掲示し、子ども、職員の意識付けを行っている。
- ・子どもや職員、乳児院においては、保護者からの意見を聴くための意見箱を置いている。
- ・児童相談センターとタイアップし、権利擁護の取り組みとして、子どもたちには手紙セットとこどもほっとダイヤルのカードを配布し、子どもの声が直接センターに届き、意見を言うことができる仕組み、体制となつて2年が経過している。



特定非営利活動法人世界SHIEN子どものびすく



【津西高校の人権授業の様子】

- ・施設内へのいじめ防止強化月間のポスター、ステッカーの掲示。
- ・SNSでの発信。
- ・学童の子どもたちと対話し、いじめについて考えた。
- ・津西高校の1年生に対し、SDGsから考える人権問題として、早稲田大学でも講義を持たれている、茨城大学の野田准教授と早稲田大学とをオンラインで繋ぎ開催。その後、誹謗中傷は何故起こるのか？などをテーマにブレスト方式で対話をした。

相好株式会社

- ・生徒に対するいじめ、パワハラ防止など、毎月の勉強会にて、社員の教育に充てている。
- ・毎月の内容は、コンプライアンス委員長が企画している。

社会福祉法人 みどり自由学園

- ・「CAPみえ」さんによる、安全安心な生活に向けた講義の実施。
- ・相談する環境、実践を通して学ぶ。

CAPみえ

- ・子ども自身が自分の権利を知り、いじめ、誘拐、性暴力、虐待などの子どもへのあらゆる暴力から自分の心とからだを守れるよう考え合うワークショップを実施した。

エンパワメントみえ

- ・桑名市民活動センター内で、虐待防止月間にちなんで、虐待防止、DV防止とともに、いじめ防止に関する情報等を掲示し、チラシ等を配布した。

小林豊子きもの学院分校

- ・着付け教室を終えた後、茶話会を行った。日常のことから、周りでいじめらしき行動を見たり、聞いたり、体験したこと（過去も含む）を気楽に話せた。
- ・着付け練習の後、週2～3回、11月中に7回実施できた。

大塚製薬（株）

- ・来店客に啓発できるよう「STOP!いじめ」のステッカーを店頭POPと一緒に設置した。

三重県臨床心理士会

1. メールでの啓発
 - ・スクールカウンセラーなど、主に教育領域で勤務する臨床心理士にメールで啓発。
 - ・11月が三重県いじめ防止強化月間であることの周知。
 - ・職場などでピンクシャツの着用やピンクの小物を活用するなどして、いじめ防止応援サポーターであることを周知するなどのいじめ防止に係る具体的行動の推奨。
 - ・新型コロナに関わるいじめや人権問題があることなど、時節に応じたトピックでの啓発。
 - ・新型コロナに関わる文部科学省の通知文などにコメントを記載し、職務で活かせるように啓発。
 - ・それぞれの家庭などで、いじめ防止について話す機会をもつように奨励する。
2. 10月の定例研修会時に、11月がいじめ防止強化月間であることを周知
 - ・今年度はコロナ感染防止対策のため、例年、偶数月に開催していた三重県臨床心理士会の定例研修会の実施を控えていたが、感染予防を徹底して10月度は実施した。その際、冒頭で会長挨拶として、上記の周知を行った。
3. その他、下記は従来通り、理事と教育領域部会WGいじめ対応チームを中心に継続実施
 - ・職場に「いじめ防止強化月間」であるというポスターやステッカーを掲示。
 - ・自家用車等に「いじめ防止応援サポーター」のステッカーを貼る。
 - ・いじめ防止サポーターのピンバッジを着用する。
 - ・地域の子どもたちに、あいさつや見守りを積極的に行う。
 - ・家庭で、いじめ防止に関わるテーマで話をする。



ドコモショップ サークット通り店



- ・店頭で、いじめ防止応援サポーターのステッカー等の掲示している。
- ・フィルタリングサービスの説明の際に、ネットみえ～るを一緒に紹介している。

川上 友子

- ・今、直接子どもたちと接することはほとんどないが、登下校の児童に「いってらっしゃい」「お帰り」と声かけをしている。
- ・いじめ防止の啓発ポスターやステッカーは、よく見える場所に掲示している。

篤姫会

- ・自宅の路面の壁に掲示したポスターを何十人もの方に見てもらうことで、いじめに対する意識を高める。

一般社団法人三重県退職教職員互助会

- ・各担当地区におけるいじめ防止強化月間の周知。
- ・いじめと推察される事象を発見した際の学校等への連絡先の案内 など

児童養護施設 里山学院

- ・職員にいじめ防止強化月間であることを周知する。
- ・施設内の各ユニットの掲示板等に啓発ポスターを掲示する。
- ・各職員に「いじめ防止応援サポーター」のステッカーを配布し、自家用車内に貼るか、見える形での掲示の協力を依頼した。
- ・日頃から子どもたちとの会話を大事にして、特に「聞く」ことに重点をおいて、幼稚園や学校、アルバイト先などの様子を把握するよう努めている。
- ・必要があれば、学校に相談する。
- ・施設内のことであれば、担当する（生活する）ユニットの職員を中心に、子どもたちの相談に必要な対応を行う。

名張養護学園

- ・11月の取組期間中、職員はピンクのシャツかピンクの小物を身につけ、いじめ防止強化に取り組んでいる姿勢を明確にした。また、子どもたちにもいじめ防止、いじめ反対をしっかりと伝えた。
- ・期間中、いじめ防止啓発ポスターを目に付くように掲示した。

児童養護施設 鈴鹿里山学院

- ・施設の玄関にある掲示板に、“いじめ防止強化月間”のポスターを貼り、来院者に対して強化月間であることを知らせた。
- ・いじめ防止応援サポーターのステッカーを公用車や職員の車のダッシュボード上に置いてもらって、いじめ防止の啓発に取り組んでいる。

松田 靖子

- ・家の前は、小学生の子がたくさん通るが、普段より「こんにちは」や「おかえり」等の挨拶をして見守っている。

(株)坂谷自動車工業

- ・いじめ防止についてのミーティングの実施した。
- ・いじめ防止強化月間である1ヶ月間、当社の代車にステッカーの貼付をした。
- ・来店のお客様への周知した。

観光旅館 風待ちの湯 福寿荘

- ・職員に、いじめ防止強化月間であることを周知した。
- ・10月20日、県旅館ホテル生活衛生同業組合理事会で、11月は、いじめ防止強化月間であることを周知した。
- ・11月1日、朝礼において、いじめ防止に関する話をした。
- ・バックヤードにいじめ防止の啓発ポスターやステッカーを掲示した。
- ・車にステッカーを貼付した。
- ・ピンクの小物等を付けて、ピンクシャツ運動を推進した。
- ・11月10日の志摩ロータリークラブの例会において、11月は、いじめ防止強化月間であることを周知した。

イオン鈴鹿店

- ・施設内に、いじめ防止強化月間であるというポスターやステッカーを掲示した。

イオンシネマ津

- ・施設後方のスペースに啓発ポスターを掲示した。

(株)プラトンホテル (株)サノプランニング

- ・昨年度までピンクシャツ運動を実施していたが、ピンクシャツを着用することに重きを置いてしまい、実際の目的が抜けてしまいがちのため、今年度以降は、総務よりいじめ防止に関する情報をアップし、従業員に対して知識をたくわえてもらうことを主目的とした。

社会福祉法人 日の本福祉会

- ・いじめ防止に向けた研修会を実施し、資料を用いていじめの定義や全国的な状況、三重県の状況を把握した。その上で、「いじめ事例別ワークシート」(H30年3月三重県教育委員会作成)を用い、職員間でシュミレーションを行った。

三重弁護士会

- ・子どもの悩み事に、弁護士が電話で相談に応じる。

